

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金）午後3時00分
2. 閉会日時 令和8年1月9日（金）午後4時36分
3. 開催場所 クアハウス白浜 東館2階
4. 出席委員  
1番 小野 真一      2番 市川 博      3番 清水 哲治  
4番 杉谷 孫司      5番 南 喜久治      6番 後呂 豊  
7番 尾崎 義治      8番 福田 博保      9番 鈴木 隆文  
10番 木戸 孝      12番 山本 孝一      14番 大平 倫生
5. 欠席委員 11番 藤原 久恵      13番 柏木 彰文
6. 事務局  
局長 古守 繁行      係長 柳原 克彰      主査 赤井 志央  
主事 前田 大輔      主事 大仲 絢
7. 議事日程  
開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
報告第2号 農地使用貸借の合意解約について  
報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の決定について  
議案第1号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の決定について  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について  
議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について  
議案第7号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について  
その他
8. 会議の概要

〇〇局長      皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から1月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、11番の藤原 久恵委員と13番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6番の後呂 豊委員と12番の山本 孝一委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

〇〇委員 はい。

〇〇委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局より報告願ひます。

〇〇係長 はい。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願ひいたします。番号1。対象地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇です。賃借権の解約です。申請理由は、耕作の用に供さなくなったため。令和7年11月26日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号 農地使用貸借の合意解約について11件ございますが、一括して事務局より報告願ひます。

〇〇係長 はい。報告第2号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の2ページをお願ひいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。

続きまして、議案書の3ページをお願ひいたします。番号2。対象地は〇〇外

1筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月18日解約したものです。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。番号3。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月18日解約したものです。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。番号4。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。番号5。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。番号6。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。

続きまして、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。番号7。対象地は〇〇外2筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月18日解約したものです。

続きまして、議案書の10ページをお願いいたします。番号8。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡の内〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。補足です。番号1から8番については、後程ご審議頂く議案第5号番号1から6番、8番から14番は関連しております。これらは番号7の貸付先である〇〇さんが、体調不良で耕作困難となったことから、ご家族より〇〇委員、〇〇委員さん並びに事務局に相談があり、〇〇さんの所有地も含めて耕作者の調整を行ったものでございます。

続きまして、議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。番号9。対象地は〇〇外1筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県

農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。番号10。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年12月16日解約したものです。

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。番号11。対象地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年11月25日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第2号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の決定について5件ございますが、一括して事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の決定についてご報告いたします。議案書の15ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和12年11月30日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。番号2。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は、和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和12年8月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。番号3。対象地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は、和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和9年12月31日までの

使用貸借権の設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 4。対象地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は、和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 12 年 8 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 5。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は、和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 12 年 8 月 31 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稲栽培です。補足です。以上番号 1 から 5 番でございます。貸付先であった〇〇さんが 5 月に亡くなられ解約となり、ご家族からの相談で子の〇〇さんが引き継ぐものです。なお、一括化方式による権利設定分については、議案第 4 号番号 1 から 12 番で、議案として上程しています。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 3 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして議案第 1 号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定について上程いたします。事務局、地籍調査室から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 1 号 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目の認定についてでございます。国土調査法第 2 条第 1 項及び国土調査法施行令第 1 条第 1 号に基づき、関係機関として必要な情報提供や調査協力など、地籍調査の円滑な実施に協力するものです。詳細については、地籍調査室からご説明いたします。～地籍調査室、国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について説明した。～

議長 地籍調査室より説明が終わりました。現地調査をしていただいた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。〇〇区、〇〇区、〇〇区、〇〇区でございます。〇〇区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第1号につきましては、承認することに決定いたします。それでは、地籍調査室に退席していただきます。～地籍調査室、退席した。～

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います

〇〇係長 はい。議案第2号 農地法第3条の規定による許可につきましてご報告いたします。議案書の21ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外2筆で、地目は台帳、現況ともに〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては遠方に居住しており、高齢のため耕作が難しく、相続人となる子も耕作できる状況ではないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農業経営を始めたいと思っていたところ、譲渡人である叔父から農地の贈与を受けたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 今現在でも田んぼは耕作しています。〇〇は梅畑のようですが、今は作っていないのですか。

〇〇係長 耕作放棄地のように見えますが、奥の一部では耕作しています。所有権移転後には、誰かに貸して耕作するというのも、聞いてますが、具体的には相談が来ていません。

〇〇委員 分かりました。問題ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第2号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います貸自動車置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては農業を継続することが困難で、購入の申し出があったことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を取得後、中古車販売業を営む子の妻に自動車置場として貸付したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。

続きまして、議案書の23ページをお願いします。番号2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴いますドッグランへの転用申請です。申請理由は、譲渡人においては隣接する宅地及び建物等と一体的に活用していただきたいと考え、合意に至ったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地に隣接する宅地及び建物、農地を取得して別荘及びドッグランとして活用しており、合わせて有効活用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、すでに施工されているので始末書付きの申請となっています。なお、3m以内に隣接する農地はありません。また水利組合の承諾書が添付されています。それから、1番、2番ともに5月の会議で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、10月21日付けで農用地区域から除外しています。それにより申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可

基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしく願いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 3 号につきましては申請通り承認いたします。続きまして、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の決定について上程いたします。12 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の決定についてご説明いたします。議案書の 24 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 25 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 26 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 27 ページをお願いいたします。番号 4。対象地は〇〇で、

現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 28 ページをお願いいたします。番号 5。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 29 ページをお願いいたします。番号 6。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 30 ページをお願いいたします。番号 7。対象地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 31 ページをお願いいたします。番号 8。対象地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 32 ページをお願いいたします。番号 9。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 33 ページ、34 ページをお願いいたします。番号 10。対象地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 10 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 35 ページをお願いいたします。番号 11。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和 15 年 9 月 30 日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして議案書の 36 ページをお願いいたします。番号 12。対象地は〇〇で、

現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地中間管理事業による貸付先の決定で、和歌山県の許可日から令和15年9月30日までの使用貸借権の設定で、利用目的は水稻栽培です。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 1番から8番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 9番から12番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第4号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、7番は〇〇委員、9番、10番、14番は〇〇委員が当事者でございますので、まず、7番、9番、10番、14番以外につきましてご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書37ページから40ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は18件、26筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなります。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の41ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年3月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の42ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年3月1日から5年間の使

用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 43 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 44 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 45 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 46 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 48 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 51 ページをお願いいたします。番号 11。申請地〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡の内〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 52 ページをお願いいたします。番号 12。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡の内〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 53 ページをお願いいたします。番号 13。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 55 ページをお願いいたします。番号 15。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 56 ページをお願いいたします。番号 16。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の

再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 57 ページをお願いいたします。番号 17。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 3 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 58 ページをお願いいたします。番号 18。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 8 年 3 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番から 5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 6 番、8 番、11 番から 13 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 15 番から 17 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 18 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 5 号の 1 番から 6 番、8 番、11 番から 13 番、15 番から 18 番につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第 5 号の 7 番についてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～

〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第5号の7番についてご説明いたします。議案書の47ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年3月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしく願います。

議長 事務局からの説明が終わりました。7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第5号の7番につきまして、計画の決定を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～続きまして、議案第5号の9番、10番、14番についてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第5号の9番についてご説明いたします。議案書の49ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇外5筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年3月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の50ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年3月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の54ページをお願いいたします。番号14。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年3月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上で

す。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。9番、10番、14番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第5号の9番、10番、14番につきまして、計画の決定を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～続きまして、議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願ひします。

〇〇係長 はい。議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてご説明いたします。これは地域計画の区域除外申請について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の59ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更区分は地域計画からの除外。変更理由は、農地法第5条による農地転用のためです。

続きまして、議案書の60ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更区分は地域計画からの除外。変更理由は、農地法第5条による農地転用のためです。現地の状況を写真で説明いたします。なお、ともに次に上程する議案第7号と同じ所在地になりますので、変更後の土地利用目的も含めて説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番、2番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 異議なし。ただ、隣家があるのですが、太陽光の反射について隣家の了承は取っているのでしょうか。

〇〇係長 申請書類の中には、太陽光の反射などで周辺に迷惑かけないような角度にするなど資料を添付されていますが、転用申請の際は隣接農地の同意書は求めます

が、宅地に関して、農業委員会としては求めています。しかしながら、申請者には隣家も十分協議した方が良い旨をお伝えします。

〇〇委員 設置は県外の業者ですか。今は色んな所に設置しているが、設置者の電話番号が分からない場合や電話しても繋がらない場合が多いです。もとは農地なので水路や農道の管理も出来ていないです。何かいい方法はないでしょうか。ある条件を付けて許可するなど。設置することに反対しませんが、その後の管理をどうするのか気がかりです。

〇〇係長 申請書を受付する際には設置後の管理について強く言うようにします。また樺地区でアンケートが行われて、希望された方が業者と交渉されたと聞いてます。

〇〇委員 許可する際には念書を取るなど、対策しなければいけないと思いますが。

〇〇係長 念書を取っても、法的な効果はないと思います。それを根拠に許可の取り消しまでは難しいと思います。言うことはできますので、あくまでもお願いベースになります。

〇〇委員 この議案の段階でストップをかけなければ、この先で指導する権限がないですよ。

〇〇係長 今回の議案は、農振農用地を除外するための申請ですので、次の段階で農地転用の申請があります。

議長 現状では悪いことをしそうという理由で不許可にすることができません。

〇〇係長 会長のおっしゃるとおりです。口頭で確認するほか、書面で提出を求めることも可能ですが、法的な効力がありません。

〇〇局長 草刈りを通知する場合、農地は農業委員会が文書を送付します。空き地については空き地に関する条例がありますので、空き地で草が生い茂っている場合等は、生活環境課から同じように文書を送付しています。ただ、現状では空き地等の定義の中に太陽光発電施設は入っていません。生活環境の方面から空き地の放置に関する町の条例を改正できないか声掛けをしていきます。過去には農業委員会から条例案を提案しましたが、庁内の協議の中で、進められなかった経過もあります。改めて生活環境課とも協議したいと思います。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第6号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第7号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外申請について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の61ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は、太陽光発電施設用地です。変更理由は、当該地は農地中間管理事業により耕作していただいていたのですが、高齢でもあり、今後の維持管理を考えていたところ、太陽光発電施設用地として利用したいとの申し出があり、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の62ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用の目的は、太陽光発電施設用地です。変更理由は、高齢となり、また後継者がいないため、土地の管理が困難であることから、太陽光発電施設用地として利用したいとの申し出があり、本申請に至りましたとのことです。なお、1番、2番の当該地の状況等につきましては、先程議案第6号で説明しておりますので、スライドによる詳細は省略させていただきます。また、書類を精査したところ、いずれも農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番、2番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第7号につきまして、申請通り承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長           はい。  
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～  
～農政情報の配布について、説明した。～  
～クマによる人身被害等防止に向けた注意喚起について、説明した。～

議長               他に何かご意見等はございませんか。

全員               意見なし。

議長               なければ、次回の委員会につきましては、令和8年2月6日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますのですが、いかがですか。

全員               異議なし。

議長               以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
～大平会長は、午後4時36分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和       年       月       日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。